

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 7 年度 第 3 回滋賀県最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和 7 年 8 月 7 日（木） 9 時 31 分～11 時 23 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 2 人（定数 3 人） 労働者代表委員 3 人（定数 3 人） 使用者代表委員 2 人（定数 3 人） 事務局 3 人
出席者	公益代表委員 木下康代 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 大西省三 使用者代表委員 池田健 水野透 事務局 青木利彦労働基準部長 足立育弘賃金室長 田原裕子労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○足立賃金室長

ただ今から、第3回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。本日はご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の計7名のご出席をいただきました。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は、第1回本審でも確認したとおり滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が3名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

以後の進行を部会長、よろしくお願いします。

○木下部会長

本日はいちおう最後の専門部会となります。これより労使それぞれと協議を行い金額を決めていきたいと思えます。

昨日の続きですので、使用者側から個別協議を行います。

協議に当たりまして、労働者側は、どのくらいの時間が必要でしょうか。

○池田委員

10分後にお願いします。

○木下部会長

それでは、公・使の個別協議を9時45分から行います。

事務局から控え室について説明をお願いします。

○足立貸金室長

本日の待機していただく部屋は労働者側は4階TV会議室、使用者側は5階労働基準部長室を用意しております。

それぞれ、職員がご案内いたします。

また、傍聴の方につきましては、4階打合せ室を用意しておりますので、私のご案内いたします。

それでは、移動をお願いします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○木下部会長

それでは、専門部会を再開します。

これまで、労使各側と個別協議を重ね、連合の春闘における集計結果や滋賀における状況を基に協議を行いましたが、労使の意見の隔たりが埋まらず、金額の一致には至りませんでした。

使用者側は、本日はこれ以上の金額提示ができないということですので、本日の協議はここまでとさせていただきます。

予備日である明日8月8日の午前9時から第4回専門部会を開催します。次回

は、使用者側からの個別協議で始めます。

なお、8月8日の午前11時から本審を開催する予定ですので、明日、結審となりますよう労使共に歩み寄りをよろしくお願いします。

議題（２）「その他」として皆様から何かありませんか。

〔意見なし〕

事務局から連絡等ありますか。

○足立賃金室長

特にございませぬ。

○木下部会長

それでは、これで第3回滋賀県最低賃金専門部会を終了します。

お疲れ様でした。